

令和8年2月16日

大木町議会 議長 古賀 知文 様

大木町長 広松 栄治

「大木町健康福祉センター保全計画策定業務に対する申し入れ書」について（回答）

令和8年2月12日付け「大木町健康福祉センター保全計画策定業務に対する申し入れ書」について、別紙のとおり回答します。

(別紙)

回 答

1. 業務内容について

「大木町健康福祉センター保全計画策定業務に対する申し入れ書（以下「申し入れ書」）」における委員会は、その設置目的や位置付けが具体的に示されておらず、その必要性が不明確です。

現在、全世代型健康増進拠点構築事業（以下「構築事業」）については、基本設計策定業務の着手初期の重要な段階であるとともに、議会からの要請による、基本設計との比較検討のための大木町健康福祉センターの保全計画策定業務（以下「業務」）についても、3月補正予算での対応を予定しています。

このような状況の中で新たな委員会を設置することは、本業務の実施や構築事業の円滑な推進を阻害する恐れがあるのみならず、その合理性、必要性を認識することができません。

なお、これらの件については、これまでも議会に対し、随時かつ丁寧な説明を重ねてきました。今後も、必要な情報提供及び説明責任を果たしていく考えであり、議会においても十分な熟議がなされるべき事項であると認識していますので、改めてその役割を果たしていただきますようお願いいたします。

2. 業務の委託先について

町の事業に係る業者選定は、地方自治法に基づく執行機関の権限及び責任に属する事項であり、議会が個別の業者選定に関与することは、越権行為に当たるとの認識を明確にする必要があります。

その上で、本業務については、本町の公共施設長寿命化計画を策定するための前回調査業務を受託した実績を有する業者であり、本町の施設状況や課題を十分に把握していること、また、国の基準単価等を用いた調査であり、業務内容及び積算の妥当性・客観性が確保されていることを踏まえ、合理性のある者として随意契約を予定しており、当該契約は、法令及び契約事務の適正性は十分に確保されていることから、何ら問題はないと認識しています。

以上の理由により、申し入れ書にある本業務に係る新たな委員会の設置については考えておらず、また、業者選定についても、執行権の範疇において適切に判断・実施するものであることを回答します。